

理由書（労務不能）

労務できない理由に該当する添付書類を所有していないため、扶養を継続するにあたり、以下の理由で申請します。

なお、現況に変化があった場合は、5日以内に審査に必要な現況確認書類を再提出します。

該当の被扶養者名：

労務不能である理由・該当する書類を提出できない理由

令和元年 月 日 申請

保険証 記号・番号

—

被保険者（従業員）

（自署・捺印）

印

配偶者以外の被扶養者（家族）で、労働生産年齢（16歳～65歳）の方には、労務できない理由を確認しています。

【労務できない理由】

- ・学生（浪人生含む）・・・学生証、在学証明書等で確認
20歳の3月末以降で、進学浪人の場合は電話等にて、現況を確認させていただく場合があります。
- ・障がいによる労務不能・・・障害手帳等による等級で確認
- ・医師診断による労務不能・・・医療機関発行の「労務不能」と記された診断書で確認
- ・要介護認定者の介護等による労務不能 など・・・個別に現況確認させていただきます